



鳥取県公報

平成16年 1月30日(金)
第 7 5 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (58) (協働推進室)	1
	生活保護法による医療機関の指定 (59) (福祉保健課)	2
	生活保護法による診療所等の廃止の届出 (60) (＼)	2
	土地改良法による換地計画の決定 (3件) (61～63) (耕地課)	2
	県営土地改良事業の工事の完了 (64) (＼)	4
	県道の区域の変更 (65) (道路課)	4
	県道の供用の開始 (66) (＼)	5
	都市計画法第66条による告示 (67) (都市計画課)	5
選管告示	選挙管理委員会委員長の住所及び氏名 (1)	5
	選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定 (2)	6
調達公告	随意契約の相手方の決定 (管理課)	6

告 示

鳥取県告示第58号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年3月22日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年 1月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よなご環境学習推進フォーラム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
太田 富雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市彦名町4554 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この会は、よなごに集う人々が、とりわけ21世紀を生きる子どもたちが、自主的にかつ創造性あふれる環境学習や環境活動を行うことを通じ、地域から地球までの環境に配慮した暮らしや活動ができ、地域に根ざし、このかけがえのない地球に生きる地球市民として成長するために、行政等と協働で、必要な支援活動を行うことを目的とする。

鳥取県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
鎌沢マタニティークリニック	米子市熊党142 - 7	平成16年 1月 1日
イヌイ薬局郡家中央店	八頭郡郡家町大字宮谷248 - 1	平成16年 1月21日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
米子医療生活協同組合	米子市博労町三丁目 80 - 1	米子医療生活協同組合COOP 訪問看護ステーションない	米子市博労町三丁目 80 - 1	平成16年 1月 8日

鳥取県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
ふそう片山内科医院	鳥取市西品治644 - 1	平成15年12月16日
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目168	平成15年12月31日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊党142 - 7	〃
うさぎ薬局雲山店	鳥取市新93 - 3	〃

鳥取県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第3工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月30日から20日間

3 縦覧に供する場所

西伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第13工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月30日から20日間

3 縦覧に供する場所

西伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第14工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成16年 1月30日から20日間

3 縦覧に供する場所

西伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第64号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業大御門地区農業用排水	平成11年 3月18日
県営ため池等整備事業山路地区ため池等整備	平成12年 3月31日
県営中山間地域総合整備事業河原地区区画整理（神馬工区）	平成13年12月17日
県営中山間地域総合整備事業河原地区暗きょ排水	平成14年 3月29日
県営中山間地域総合整備事業河原地区農業用排水	平成15年 7月25日
県営中山間地域総合整備事業河原地区ため池等整備	〃
県営中山間地域総合整備事業河原地区農道整備	平成15年12月 3日

鳥取県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年 1月30日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
赤碓大山線	変更前	西伯郡大山町豊房字尾原2498地先から同町豊房字草谷2516 - 2地先まで	7.0~14.0	451.0
	変更後	西伯郡大山町豊房字尾原2046 - 379地先から同町豊房字草谷2049 - 3地先まで	7.0~14.0	370.0
		西伯郡大山町豊房字尾原2498地先から同町豊房字草谷2516 - 2地先まで	20.4~55.5	302.0
旧奈和西坪線	変更前	西伯郡名和町大字名和字馬場屋敷76 - 11地先から同大字字小路山841 - 11地先まで	6.5~29.0	287.0
	変更後	西伯郡名和町大字名和字寺ノ前61 - 1地先から同大字字小路山841 - 11地先まで	6.5~21.0	270.0

	西伯郡名和町大字名和字馬場屋敷76 - 11地先から同大字字小路山841 - 11地先まで	17.2 ~ 41.0	303.0
--	---	-------------	-------

鳥取県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年1月30日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
赤碓大山線	西伯郡大山町豊房字尾原2498地先から同町豊房字草谷2516 - 2地先まで	平成16年 1月30日
旧奈和西坪線	西伯郡名和町大字名和字馬場屋敷76 - 11地先から同大字字小路山841 - 11地先まで	平成16年 1月30日

鳥取県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1) 収用の部分 倉吉市上井、太平町及び海田東町地内
(2) 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 住 所 西伯郡淀江町大字淀江601
- 2 氏 名 須山 修次

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 住 所 八頭郡八東町大字才代326
- 2 氏 名 中村 碩男

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県電子調達システム開発業務委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成15年12月26日
- 4 契約の相手方の名称 株式会社日立情報システムズ岡山支店
及び所在地 岡山市丸の内一丁目1 - 17
- 5 契約金額 134,925,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県県土整備部管理課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220